

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和2年9月25日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	宮崎雅薫君
5番	大川勝弘君	6番	重岡秀子君

○出席議員 7名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	杉本一彦君	議員	杉本憲也君
〃	井戸清司君	〃	篠原峰子君
〃	佐藤周君		

○オブザーバー 5名

議員	田久保真紀君	議員	仲田佳正君
〃	鈴木絢子君	〃	浅田良弘君
〃	石島茂雄君		

○出席議会事務局職員 4名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
主事	福王雅士	主事	山田拓己

○会議に付した事件

- 1 意見書について
- 2 市議会9月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 人事案の取扱いについて
 - (3) 意見書の取扱いについて
 - (4) その他
- 3 その他
 - (1) 次期12月定例会の頭出しについて
 - (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は3件である。調整が必要な意見書案については、会派提起の意見書案については、提起会派において、議長提案の意見書案については、私、委員長において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。まず、議長提案の意見書案に係る調整状況について、事務局長から報告いたさせる。資料は1ページ及び2ページである。

○事務局長（富士一成君）議長提案である「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」については、全会派及び会派に所属していない議員5名の賛同を得られたところである。

以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）次に、公明党から提起された2件の意見書案の調整状況について、長沢委員から報告をお願いする。資料は、3ページから6ページまでになる。

○2番（長沢 正君）我が会派から提出した意見書案2件とも、全会派及び会派に所属していない議員5名の賛同を得られている。

以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）次に、今定例会に提起された意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、全件一括して意見を伺う。

○1番（青木敬博君）3件とも賛同する。

○2番（長沢 正君）3件とも賛同する。

○3番（四宮和彦君）3件とも賛同する。

○5番（大川勝弘君）3件とも賛同する。

○6番（重岡秀子君）3件とも賛同する。

○オブザーバー（田久保真紀君）3件とも賛同する。

○オブザーバー（仲田佳正君）3件とも賛同する。

○オブザーバー（鈴木絢子君）3件とも賛同する。

○オブザーバー（浅田良弘君）3件とも賛同する。

○オブザーバー（石島茂雄君）3件とも賛同する。

○委員長（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、全ての意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られている。したがって、全ての意見書案は、最終本会議に提出することといたしたいと思う。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、意見書についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、市議会9月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(4) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）市議会9月定例会最終日の運営について説明する。(1) 採決の方法についてからである。

資料7ページ及び8ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託案件は、条例6件、単行2件、補正予算3件、各会計決算10件の合計21件である。各所管常任委員会において、いずれも原案可決または認定すべしとの決定をいただいている。本会議における採決の方法について、順次、説明する。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第22号 伊東市消費生活センター条例、市議第23号 伊東市経済変動対策資金貸付金（新型コロナウイルス感染症対応枠）利子補給基金条例、市議第24号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、市議第25号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例、市議第26号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例、市議第32号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例及び市議第30号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）以上、条例6件及び特別会計補正予算1件については、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。7件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第22号、市議第23号、市議第24号、市議第25号、市議第26号及び市議第32号の6件を一括で、続いて市議第30号の1件を、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第31号 令和2年度伊東市下水道事業会計補正予算（第1号）の企業会計補正予算1件については、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第29号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第7号）については、各所管常任委員会において、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、決算等であるが、常任総務委員会へ審査を付託した、市認第8号 令和元年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、市認第9号 令和元年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算、市認第10号 令和元年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算及び市認第12

号 令和元年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上、特別会計決算4件については、いずれも全会一致で、それぞれ認定すべしとの決定である。4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は4件一括で挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市認第6号 令和元年度伊東市下水道事業特別会計歳入歳出決算、市認第7号 令和元年度伊東市競輪事業特別会計歳入歳出決算、市議第28号 令和元年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び市認第14号 令和元年度伊東市水道事業会計決算、以上、特別会計決算2件、単行議案1件及び企業会計決算1件については、いずれも全会一致で、認定または原案を可決すべしとの決定である。4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず市認第6号及び市認第7号の2件を一括で、続いて、市議第28号及び市認第14号の2件を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市認第11号 令和元年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、市議第27号 令和元年度伊東市病院事業会計資本金の額の減少について、市認第13号 令和元年度伊東市病院事業会計決算、以上、特別会計決算1件、単行議案1件及び企業会計決算1件については、いずれも全会一致で、認定または原案を可決すべしとの決定である。3件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分けて、まず市認第11号を、続いて、市議第27号及び市認第13号の2件を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

最後に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市認第5号 令和元年度伊東市一般会計歳入歳出決算については、常任福祉文教委員会及び常任総務委員会においては全会一致で、常任観光建設委員会においては賛成多数で、認定すべしとの決定である。なお、常任観光建設委員会において、少数意見が留保されている。

上程後、各委員会審査報告、少数意見者報告、質疑、討論の後、従来例により、起立採決をお願いする。

次に、(2) 人事案の取扱いについてである。資料9ページをご覧ください。

市選第15号 教育委員会委員任命の同意について及び市選第16号 監査委員選任の同意について、以上2件の当局提案の人事案については、先の8月25日(火)に開催した本委員会において説明したとおり、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、それぞれ挙手により決定をお願いする。

次に、(3) 意見書の取扱いについてである。先ほどの協議の結果、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」、「ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書」及び「防災・減災、国土強靱化対策

の継続・拡充を求める意見書」、以上の3件については、各会派及び会派に所属していない議員全員の賛同を得たので、共同提出の議案として1件ずつ上程し、申合せにより、質疑、討論を省略し、簡易採決による決定をお願いする。

次に、(4) その他であるが、討論通告についてである。討論を行うと決めている議員におかれては、発言通告書の提出をお願いする。

以上で市議会9月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

そのほかに、9月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。

発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、市議会9月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 次期12月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）その他について申し上げる。(1) 次期12月定例会の頭出しについてである。資料10ページを参照いただきたい。11月30日、月曜日、開会を提案させていただきたいと思う。現段階においては不確定な部分があるが、一連のコロナ禍の影響により、期末勤勉手当に関する人事院勧告が出されることが予想され、手当支給の基準日となる12月1日の前に関連議案の議決をお願いしたい旨の申入れが当局からされている。このことから、給与改定条例が出された場合、初日に即決をお願いし、通常、初日から行ってきた一般質問を、翌日の12月1日（火）からお願いすることになる。この場合、告示は、7日前の11月23日（月）が休日であることから、11月20日（金）となり、議会運営委員会は翌週の11月24日（火）となる。また、一般質問の通告期限は、申合せにより、定例会第1日目の3開庁日前の正午までであるので、11月25日（水）の正午までとなる。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。

以上で、その他の説明を終わる。よろしくご協議のほど、お願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 次期12月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期12月定例会の頭出しについては、説明のとおり、11月30日（月）とすることに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○1番（青木敬博君）市議会の申し合わせ事項の見直しについて提案する。現在、予算・決算大綱質疑については、「自己の所属する常任委員会が所管する内容に及ぶことができる」となっ

ているが、その部分について、個人が大綱質疑を行う場合は、所属する委員会の中で質疑できるのでその部分を検討したい。「ただし、会派に所属していない議員による質疑は、自己の所属する常任委員会が所管する内容に及ぶことはできない。」という部分の追加を皆さんに検討していただきたい。これは今すぐ決めるのではなく、次回の12月定例会までに決定していただければ、よろしく願います。

- 委員長（宮崎雅薫君）資料配付のため暫時休憩する。

午前10時17分休憩

午前10時25分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）再開する。

青木委員から説明があったとおり、12月定例会時にこの見直しについて諮りたいと思うので、それまでの期間で何かあれば事務局に申し出ていただきたい。

- 6番（重岡秀子君）まず、大綱質疑とは何かということから少し整理しないとこの問題は考えられないのではないかと思う。この資料に、「大綱質疑が深夜に及んだ」と書いてあるが、懲罰動議が出たときなどはそのようなことがあったが、私はその経験は記憶にない。私が1期目のときは、ほとんど会派に所属していない議員がいないという中で、委員会は2日間あって、次の日になったことはあるが、大綱質疑が延びて深夜に及んだという経験はない。その時には90分間の代表質問もあり、それ以外に、現在の補正予算質疑のように自席で、いわゆる大綱質疑を各款ごとに4回まで、所属する委員会所管の内容は質疑ができないという制限があり、同じようなやり方であった。代表質問がなくなり、大綱質疑にそれを加味して行うことになったことは、やっぱり壇上で大綱質疑をやるわけであるので、それなりの意義があると思う。そこを考えて、例えば……。

- 委員長（宮崎雅薫君）先ほどの提案は、今回この場で審議、協議をする提案ではなく、12月定例会時に協議をするための正風クラブからの意見ということなので、その辺の意見については、これから3か月間検討いただいて、12月のときに改めて発言をお願いします。

- 6番（重岡秀子君）12月定例会のときのこういう場でやっていくということでよいか。

- 事務局長（富士一成君）申し合わせ事項の見直しであるので、基本的には議会運営委員会での検討となる。その前に代表者会議を挟むが、決定については議会運営委員会となる。過去には、このような見直しの際に、議会改革特別委員会などを設けたこともあるが、今回は一行加えるのみであることと、この事項が次に該当するのは3月定例会であるのでそれほど急がなくてもよいので、12月定例会の議会運営委員会を目途に進めていくことが考えられる。

- 議長（佐山 正君）昨日、その旨を代表者会議でも話した。ご理解いただきたい。

- 委員長（宮崎雅薫君）あくまで提案である。いきなり提案してこれについてというのは大変なので、とりあえず会派としての提案をして、3か月の間で協議していただいて、12月に検討していただきたいというような見直し案の提案である。以上、ご理解をいただきたい。
- 6番（重岡秀子君）わかった。ただ、議会運営委員会は議会の運営についてが中心となるので、今、提案についての質問等をしておいたほうがいいと思い、発言した。
- オブザーバー（浅田良弘君）今回は特別委員会などを立ち上げないで、この提案内容の議論については議会運営委員会の中で行うということでもいいのか。
- 委員長（宮崎雅薫君）議運の前には代表者会議も行うので、その中でも意見を聞いて、正式には議会運営委員会で協議してもらおう。その中で意見が出て、協議がまとまらないということであれば、12月以降の検討になろうかと思う。
- オブザーバー（田久保眞紀君）本日、決定まで行うと思い、取り急ぎ文書で質問を用意してきた。私の意見を申し上げる前に、内容についてわからない部分が何点かある。そこを確認しないと意見が申し上げられないので、確認をさせていただきたい。まずはその内容を確認してから意見を述べたいと思う。
- 委員長（宮崎雅薫君）先ほど重岡委員にも伝えたが、あくまでも提案であるので、意見については意見書などの調整と同様に提起会派と調整をしていただき、12月の定例会時に協議していただきたい。
- オブザーバー（田久保眞紀君）意見の前に確認事項が3点ほどある。これについてまず確認して内容を理解しないと意見としてまとまらない。
- 委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）再開する。
- 先ほども述べたが、質問等については意見書の調整と同じような形で。質問状については事務局に提出してもらうか、正風クラブに提出いただければ、その間で調整をしながら協議をしていきたい。それぞれの会派の方々も意見はあると思うので、今回は3か月間で検討等していただき、12月の定例会時に協議をしていただく。そのような予定でいるのでご承知願いたい。
- オブザーバー（田久保眞紀君）本日、そこら辺がわからなかったなので、議長宛てとして質問状を作成してきている。提出先については後で相談させていただきたい。
- 事務局長（富士一成君）今、委員長が説明したとおり、各議員または各会派から意見があるかと思うので、その辺については一度、事務局に提出していただいて、取りまとめたものを提起

会派である正風クラブに提出して、調整してもらうような形でお願いしたい。

○オブザーバー（浅田良弘君）今、取りまとめたものを正風クラブに提出するとなったが、議会のことであるので議長ではないか。

○委員長（宮崎雅薫君）議長宛ての質問でも構わないが、提案したことに対する意見なので提起会派に願います。意見書の調整をイメージしていただければ。

○オブザーバー（浅田良弘君）確認であるが、説明の中で個人と言っていたのは、会派に所属していない議員、率直に言うところの5人を指すということか。

○1番（青木敬博君）そうである。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和2年9月25日（金）午前10時38分（会議時間30分）

以上の記録を認める。

令和2年9月25日

委員長 宮 崎 雅 薫